

特別相談「若者のトラブル110番」の実施結果について ～新生活を迎えた若者たちへ～

東京都と45区市町は、「若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として、平成24年3月13日(火)及び14日(水)の2日間、実施した特別相談「若者のトラブル110番」の結果と、被害に遭わないためのワンポイントアドバイスをお知らせします。

1 相談件数

区分	受付件数
東京都消費生活総合センター	37(35)件
都内区市町消費生活センター	64(61)件
東京都内 小計	101(96)件

()は平成22年度実績



2 相談の概要(都センター受付37件の内容)

- (1) 契約当事者の年齢は、19歳以下が8件、20～29歳が29件であった。
- (2) 学生・社会人別では、小学生から高校生までは5件、大学・短大・専門学校生は9件、社会人は23件であった。
- (3) 相談内容では、アダルトサイトなど有料情報サイトの架空・不当請求に関する相談が10件と多かった。また、ギャンブルや買物などで消費者金融やヤミ金に高額な借金をしているとの相談が4件あった。

3 若者へのワンポイントアドバイス

慌てず、確認。無視しましょう!

契約した覚えのない請求やスマートフォン・パソコンから有料情報サイトにつながってしまった時には、慌てずに確認し、その事業者には連絡しないようにしましょう。

甘い言葉で誘われてもついて行かず、しっかり、はっきり、断りましょう!

「無料で…」などの甘い言葉で誘う話には「ワナ」が隠されています。注意しましょう。

クレジットカードの使いすぎに注意しましょう!

使い方によっては便利なカードですが、キャッシングやリボ払いでの支払いには比較的高い金利が設定されています。自分の収入に見合った使い方をしましょう。

全ての契約で「クーリング・オフ」ができるわけではありません。注意しましょう!

自分からお店に行き契約したり、自分から申し込むインターネット通販などの通信販売で契約した場合は、クーリング・オフできません。

消費生活のトラブルで困った時は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう!

東京都消費生活総合センター 相談電話 03-3235-1155

東京くらしWEB <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/> 検索

[問合せ先]

東京都消費生活総合センター相談課 電話 03-3235-9294

4 主な相談事例（東京都消費生活総合センター分から）

(1) 架空請求

スマートフォンからアダルトサイトにアクセスした。どこにも有料と書かれていなかったにもかかわらず、年齢認証しただけで登録になり、料金請求画面が表示された。今後の対応は。
(20歳代 男性 社会人)

(2) マルチまがい

友人が偶然知り合った人から体験無料と勧められ美顔器を試した後、約20万円の美顔器を購入。友人たちに美顔器を勧め、販売している。やめさせたい。
(10歳代 女性 学生)

(3) 多重債務（クレジットカード）

数年前からクレジットカードで買物をしていた。代金をカードのキャッシングで返済したのがきっかけで、債務が膨らみ返済が困難になった。返済したいが相談先は。
(20歳代 女性 社会人)

(4) クーリング・オフ

お店に出向いてバッグを購入した。家に帰って洋服と合わせたら似合わなかったので、返品しようと店に出向いて申し出たが、「欠陥品ではない限り返品できない」と言われた。なぜ返品できないのか。
(10歳代 女性 中学生)

5 相談の概要（都内全域分）

販売形態	件数
店舗販売	35
通信販売（架空・不当請求を含む）	36
キャッチセールス	5
訪問販売	7
電話勧誘	2
マルチ商法	5
その他	11
計	101

契約金額	件数
10万円以下	41
11～30万円	12
31～50万円	7
51～70万円	1
71～100万円	6
100万円以上	5
不明	29
計	101